

教育資金一括贈与専用口座

商品名	教育資金一括贈与専用口座 ※教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるための口座です。
取扱期間	平成25年12月2日(月)～令和8年3月31日(火)
ご利用いただける方	「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」により、直系尊属(祖父母など)から教育資金の贈与を受けた30歳未満の直系卑属(孫など) ※贈与契約により贈与資金を取得後、2ヶ月以内にお預け入れいただける方となります。
預金種類	普通預金 ※キャッシュカードの発行はいたしません。 ※振込の受取口座及び各種口座振替の取扱いはいたしません。
お預け入れ金額	100万円以上1,500万円以内(1円単位、預金利息は除きます。) ※追加お預け入れ単位も1円単位とします。
お預け入れ期間	お預け入れ日から、受贈者が30歳に達した日、受贈者が死亡した日または死亡したことを当金庫が知った日、預け入れ金額が零となった日
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 1年を365日とする日割計算。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
税 金	お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中途解約時の取扱い	原則として中途解約はできません。
口座開設時にお持ちいただくもの	①受贈者の本人確認資料(運転免許証、健康保険証など) ※ 代理人による取引の場合は、代理人の本人確認資料も必要となります。 ②ご印鑑 ③戸籍謄本等(原本)・・・直系尊属・直系卑属のご関係を確認させていただきます。 ④贈与契約書(原本)・・・贈与の事実を確認後、写しをいただきます。 他
その他注意事項	【口座開設】 受贈者1人につき1金融機関かつ1営業店に限ります。 ※ 専用口座を開設された場合、他の支店・金融機関での専用口座開設はできません。 ※ 総合口座の利用または担保に入れることはできません。 【預金払戻し方法】 立替払い方式 ※ 払戻しは口座開設店のみとさせていただきます。 ※ 受贈者が教育資金の立替払いをされ、その教育資金に係る領収書等を当金庫に提出し、相当する金額を教育資金一括贈与口座から払戻す方を言います。 ※ 領収書等に記載された日付から1年以内のものに限ります。また当金庫窓口業務時間内に限ります。 【契約終了】 ※ 契約が終了した日において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合には、受贈者が死亡された場合を除き、その残額が贈与税の課税価格に算入されることとなります。 【その他】 代理人による取引を可とします。(未成年者の法定代理人など)